

〇〇自治会「見守り隊（仮称）」会則

制定 令和 年 月 日

改正 令和 年 月 日

（名称及び事務所）

第1条 この会は〇〇自治会「見守り隊（仮称）」（以下「本会」）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、自治会内の高齢者世帯などの生活課題を把握し、地域住民の参加のもとに見守り活動を基板とした日常生活支援活動などの地域福祉活動を進め、また福祉の啓発活動などを通じて、地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1）自治会内の高齢者世帯等に対する情報及び生活課題の把握
- （2）自治会内の高齢者世帯等に対する見守り活動（支援活動）
- （3）自治会内の生活課題に応じた支援活動の検討および実施
- （4）支援活動に参加協力する会員の募集と活動の促進
- （5）その他、地域の見守り活動推進に関する事業の企画・実施

（会 員）

第4条 本会は下記の者で組織する。

- （1）自治会会員
- （2）民生委員・児童委員
- （3）自治会員で本会則に同意した者
- （4）見守りを受け入れた者
- （5）福祉活動に熱意があり本会則に同意した組織・団体・個人
- （6）その他 本会が認めた者

（会員の呼称）

第5条 本会は、円滑な活動を行うために会員を下記の呼称で整理する。

- （1）見守り活動を行う者を「サポーター」と呼ぶ
- （2）見守り活動を受け入れた者を「メンバー」と呼ぶ

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）班レベルの責任者

2 役員は、会員構成員の互選により選出する。

- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 班レベルの責任者は班単位の見守り活動の推進

（会の開催）

第8条 本会は、必要に応じて会長が招集、会長が議長となる。

（会の経費）

第9条 本会の経費は、自治会会費、助成金、寄付金、その他の収入によるものとする。

（個人情報取扱および守秘義務）

第10条 本会における個人情報の取り扱いおよび守秘義務については「〇〇自治会 見守り隊 個人情報保護規程」に定めるものとする。

（その他）

第11条 この会則に定めのない事項は、協議のうえ定める。

〔附 則〕

この会則は、令和 年 月 日から施行する。